

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公表番号】特表2017-514621(P2017-514621A)
 【公表日】平成29年6月8日(2017.6.8)
 【年通号数】公開・登録公報2017-021
 【出願番号】特願2016-566742(P2016-566742)
 【国際特許分類】

A 6 1 M 15/00 (2006.01)

B 6 5 D 83/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 15/00 Z

B 6 5 D 83/00 K

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年8月6日(2019.8.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0135

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0135】

これに代えて、穿孔部分48は、穿孔先端49が容器3から非引張状態で後退するように、任意的に容器3から好ましくは離れる長手方向又は軸線方向にバネ付勢された個別の軸線方向に移動可能な部品として構成することができる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ネブライザ(1)によって噴霧される流体(2)を収容する容器(3)に接続可能な表示デバイス(25)であって、

前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)を用いて実施されたか又は依然として可能な使用回数を表示するための表示要素(35)と、該表示要素(35)の回転送りを引き起こす起動要素(36)とを含み、

予め決められた使用回数が前記容器(3)によって到達されたか又は超過された時に、前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)が前記ネブライザ(1)での更なる使用に対してロックされるロック状態に入ることができ、

前記表示デバイス(25)はハウジング(31)を含み、

前記ハウジング(31)は、前記表示デバイス(25)を前記容器(3)に対して固定的に配置するために、前記容器(3)と接続するように適合された把持セクション(32)を含み、

前記ハウジング(31)は、前記ネブライザの駆動部分(52)によって前記起動要素(36)が起動されて前記表示要素(35)が回転送りされるように、前記駆動部分(52)が通って入る挿入開口部(54)を含み、

前記表示デバイス(25)は、前記ロック状態で前記挿入開口部(54)を遮断する阻止部分(61)を含む、

ことを特徴とする表示デバイス(25)。

【請求項2】

前記表示デバイス(25)の前記ハウジング(31)は少なくとも本質的に円筒形形態を有し、前記挿入開口部(54)は、前記ハウジング(31)の軸線方向端面上に配置されることを特徴とする請求項1に記載の表示デバイス。

【請求項3】

前記阻止部分(61)は前記起動要素(36)と接続されるか又は前記起動要素(36)によって形成されることを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載の表示デバイス。

【請求項4】

前記阻止部分(61)は、前記起動要素(36)の平坦側面で形成され、前記起動要素(36)は、前記ロック状態で前記起動要素(36)の平坦側面で前記挿入開口部(54)を遮断する位置にあることを特徴とする請求項3に記載の表示デバイス。

【請求項5】

前記起動要素(36)は第1及び第2の位置の間で前後に移動可能であり、前記第1及び第2の位置の間の移動が前記表示要素(35)の回転送りを引き起こし、前記起動要素(36)は、該起動要素(36)が前記阻止部分(61)で前記挿入開口部(54)を遮断する第3の位置に移動可能であることを特徴とする請求項3又は請求項4に記載の表示デバイス。

【請求項6】

前記表示デバイス(25)は、伝達部(40)を含み、前記起動要素(36)は前記伝達部(40)を介して前記表示要素(35)を回転送りすることを特徴とする請求項1から請求項5のいずれか1項に記載の表示デバイス。

【請求項7】

ネブライザ(1)に挿入可能な容器(3)であって、

前記容器(3)は、流体(2)を収容し、

前記容器(3)は、前記容器(3)を用いて実施されたか又は依然として可能な使用回数を表示するための表示デバイス(25)を含み、

前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)を用いて実施されたか又は依然として可能な使用回数を表示するための表示要素(35)と、該表示要素(35)の回転送りを引き起こす起動要素(36)とを含み、

予め決められた使用回数が前記容器(3)によって到達されたか又は超過された時に、前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)が前記ネブライザ(1)での更なる使用に対してロックされるロック状態に入ることができ、

前記表示デバイス(25)はハウジング(31)を含み、

前記表示デバイス(25)は前記容器(3)のベース(21)に固定的に配置され、

前記ハウジング(31)は、前記ネブライザの駆動部分(52)によって前記起動要素(36)が起動されて前記表示要素(35)が回転送りされるように、前記駆動部分(52)が通って入る挿入開口部(54)を含み、

前記表示デバイス(25)は、前記ロック状態で前記挿入開口部(54)を遮断する阻止部分(61)を含む、

ことを特徴とする容器(3)。

【請求項8】

前記阻止部分(61)は、前記表示要素(35)を回転送りするための起動アーム(38)と接続されることを特徴とする請求項7に記載の容器。

【請求項9】

前記阻止部分(61)は、直線的に移動可能であることを特徴とする請求項7又は請求項8に記載の容器。

【請求項10】

前記表示デバイス(25)は、請求項1から請求項6のいずれか1項に従って構成されることを特徴とする請求項7から請求項9のいずれか1項に記載の容器。

【請求項 1 1】

流体(2)を噴霧するように適合されたネブライザ(1)であって、
前記流体(2)を収容する取替可能容器(3)と、
前記容器(3)が受け入れられるネブライザハウジング(24)と、
前記容器(3)を取り替えるように、前記ネブライザハウジング(24)から取り外される又は開くことができるハウジング部分(18)と、
前記容器(3)を用いて実施されたか又は依然として可能な使用回数を表示するための表示デバイス(25)と、を含み、
前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)を用いて実施されたか又は依然として可能な使用回数を表示するための表示要素(35)と、該表示要素(35)の回転送りを引き起こす起動要素(36)とを含み、
予め決められた使用回数が前記容器(3)によって到達されたか又は超過された時に、前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)が前記ネブライザ(1)での更なる使用に対してロックされるロック状態に入ることができ、
前記表示デバイス(25)はハウジング(31)を含み、
前記表示デバイス(25)は前記容器(3)のベース(21)に固定的に配置され、
前記表示デバイス(25)のハウジング(31)は、挿入開口部(54)を含み、
前記ネブライザ(1)は駆動部分(52)を備え、前記駆動部分(52)は前記表示要素(35)を回転送りする前記起動要素を起動するために、前記挿入開口部(54)を通して入ることができるように配置され、
前記表示デバイス(25)は、前記ロック状態で前記挿入開口部(54)を遮断する阻止部分(61)を含む、
ことを特徴とするネブライザ(1)。

【請求項 1 2】

前記表示デバイス(25)は、前記ネブライザ(1)内で前記容器(3)と共に軸線方向に又は前後に移動可能であることを特徴とする請求項 1 1 に記載のネブライザ。

【請求項 1 3】

前記駆動部分(52)は前記ハウジング部分(18)に配置されることを特徴とする請求項 1 1 又は請求項 1 2 に記載のネブライザ。

【請求項 1 4】

前記挿入開口部(54)は、該挿入開口部(54)が遮断されていないときに前記ネブライザ(1)の前記駆動部分(52)の挿入を可能にすることを特徴とする請求項 1 1 から請求項 1 3 のいずれか 1 項に記載のネブライザ。

【請求項 1 5】

前記阻止部分(61)は、前記ロック状態で、前記挿入開口部(54)を通った前記駆動部分(52)の挿入を阻止することを特徴とする請求項 1 1 から請求項 1 4 のいずれか 1 項に記載のネブライザ。

【請求項 1 6】

前記表示デバイス(25)は、前記容器(3)と分離不能に接続されるが、それが該容器(3)と共に取替可能であるように前記ネブライザハウジング(24)及びハウジング部分(18)から分離可能であることを特徴とする請求項 1 1 から請求項 1 5 のいずれか 1 項に記載のネブライザ。

【請求項 1 7】

前記表示デバイス(25)は、請求項 1 から請求項 6 のいずれか 1 項に従って構成されることを特徴とする請求項 1 1 から請求項 1 6 のいずれか 1 項に記載のネブライザ。

【請求項 1 8】

前記容器(3)は、請求項 7 から請求項 9 のいずれか 1 項に従って構成されることを特徴とする請求項 1 1 から請求項 1 7 のいずれか 1 項に記載のネブライザ。